

【区立認定こども園（短時間保育）に在園中の保護者の方】

無償化による保育料等の変化

○ 階層区分に応じて設定されていた保育料が無償になり、食材料費の負担のみとなる

		区立認定こども園保育料等(月額)	就労等による預かり保育等の利用
9 令和 まで	保育料算定方法	世帯の階層区分に応じて保育料を設定	
	生活保護、非課税世帯 ～D2階層の場合	保育料0円 食材料費4,500円 ※生活保護世帯は補足給付有り	実費負担
	D3～D27階層の場合	保育料600円～8,600円 ※多子世帯の軽減により、 第2子は半額、第3子以降は無償 食材料費4,500円	



1 0 月 以降	全園児	保育料0円 食材料費4,500円 ※年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除	保育の必要性が認定された場合は、 月額11,300円まで給付 それを越える金額は、実費負担
-------------------	-----	--------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

【認定こども園（長時間保育）に在園中の保護者の方】

無償化による保育料等の変化

○ 0～2歳児は多子世帯の軽減を除き変更なし

○ 3～5歳児は階層区分に応じて設定されていた保育料が無償になり、食材料費の負担のみとなる

		0～2歳児保育料(月額)	3～5歳児保育料等(月額)
9 令和 まで	保育料算定方法	世帯の階層区分に応じて保育料を設定	
	生活保護、非課税世帯の場合	0円	0円
	C～D27階層の場合	1,900円～74,700円 ※第1子の年齢や世帯収入等により、第2子は半額、 第3子以降は無償	3歳児：1,300円～29,300円 4～5歳児：1,300円～23,400円 ※第1子の年齢や世帯収入等により、第2子は半額、 第3子以降は無償



1 0 月 以降	保育料算定方法	世帯の階層区分に応じて保育料を設定	保育料は無償化（延長保育料、食材料費を除く） ※これまで保育料に含め徴収していた副食費相当分の 食材料費(4,500円)を徴収
	生活保護、非課税世帯の場合	0円	0円 ※食材料費は年収360万円未満相当の世帯及び 第3子以降は免除
	C～D27階層の場合	1,900円～74,700円 ※第1子の年齢や世帯収入等を問わず、第2子は半額、 第3子以降は無償	食材料費4,500円 ※食材料費は年収360万円未満相当の世帯及び 第3子以降は免除